

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2024年12月11日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：フィリピン国バンサモロ地域におけるイスラム金融普及とハラール産業振興に関する情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：フィリピン国バンサモロ地域におけるイスラム金融普及
とハラル産業振興に関する情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：24a00793

【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年12月11日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：フィリピン国バンサモロ地域におけるイスラム金融普及とハラール産業振興に関する情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

(4) 契約期間（予定）：2025年2月から2025年7月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヵ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

なお、先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

No.	項目	期限日時
1	資料ダウンロード期限	2024年 12月 17日 まで
2	入札説明書に対する質問	2024年 12月 20日 12時まで
3	質問への回答	2024年 12月 25日まで
4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2025年 1月 8日 12時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2025年 1月 21日 11時30分
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年10月更新版）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、

技術提案書に添付してください。結成届について、構成員の代表者印又は社印の押印が困難な場合、押印の省略を認めますので、押印省略の理由及び共同企業体結成の合意状況について、記載してください

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照
- 2) 提出先：<https://forms.office.com/r/RkBF3ruzVR> 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

- 1) 上記2.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)
- 2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認下さい。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。

② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.(3) 日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123 ○○株式会社 見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica. go. jp へ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイト PARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

- 1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札

8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

(1) 日時：上記2.(3) 日程参照

(2) 入札会の手順

1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。

2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。

3) 入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。²

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

² この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① 価格評価点：最低見積価格＝100点
- ② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

- 最も安価な見積額：価格評価点＝100点
それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100点

*最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点70：30の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$\text{（総合評価点）} = \text{（技術評価点）} \times 0.7 + \text{（価格評価点）} \times 0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき

総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 2. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

ミンダナオ島の南西部に位置するバンサモロ・ムスリム・ミンダナオ自治地域（以下「BARMM」という。）は、40年以上に及ぶ紛争の影響もあり、フィリピン国内でも最も貧困率が高い地域である（全国10.9%に対して23.5%）。一方で、住民の90.9%がイスラム教徒であるBARMMはイスラム金融の普及とハラル産業の振興を通じた経済成長の基盤となることが期待されている。

イスラム金融はイスラム的宗教的倫理観に基づいたマイクロファイナンス、組合金融、投融資などであり、同金融サービスの提供を通じこれまで金融サービスが行き届いていなかったフィリピン国内の地域・人口のニーズへの対応が期待されている。フィリピン政府は「National Strategy for Financial Inclusion 2022-2028」において、イスラム金融の普及を優先イニシアティブの1つに掲げており、バンサモロ暫定自治政府（BTA）もイスラム金融の普及を通じたBARMM内の金融包摂の向上に期待を示している。一方、フィリピンでは長年イスラム金融の法的枠組みが未整備であったこと、また2019年9月施行された「イスラム金融機関の規制と組織を提供する法律（RA第11439号）」（イスラム金融法）は金融機関のイスラム金融部門に対して厳しい最低資本金要件を求めていた（2023年4月に緩和）ことから、国内外の金融機関がイスラム金融に参入するにあたって障壁となり、イスラム金融システムの普及と発展は依然として遅れている。2024年1月にはBARMMの中心都市であるコタバト市に国内初のイスラム銀行支店が開設されたほか、9月には外資系商業銀行によるイスラム銀行業務も開始されるなど、フィリピン国内でのイスラム金融普及の動きがみられるが、依然としてBARMMの金融包摂は極めて限定的であり、域内の92.4%の市及びMunicipalityに金融機関が存在しておらず、同地域の産業振興及び経済成長において中小零細企業や農水産生産者の金融アクセス強化が課題となっている。

ハラル産業においては、フィリピン政府は「Philippines Halal Industry Development Strategic Plan 2023-2028」を発表し、2028年までに同国がアジア

太平洋地域のハラール産業の中心地となることを目指している。同計画の下、同政府は 2,300 億ペソ規模の投資誘致と 12 万人の雇用創出を目標としている。現在 BTA においても、同戦略計画に対応する形で「BARMM Halal Industry Plan 2024-2029」の策定作業を進めている。また、BARMM は国内他地域に比べて台風の影響が少なく、肥沃な土地を有し、米、野菜、果物などの農業生産に適しており、農業分野で高い開発ポテンシャルが存在する。水産業においても、BARMM は 2021 年以降国内地域別水産生産量 1 位であり、2022 年の水産生産量は 131.9 百万トンと、全国生産量の約 30.4% を占めている。BARMM の主要産業である農水産を中心としたハラール産業の振興は、同主要産品の高付加価値化とそれを通じた生計向上・貧困削減、ひいては同経済開発と社会の安定に資することが期待されている。一方、ハラール産業の市場形成やハラール製品の輸出拡大においては、生産者のハラール基準や必要な手続き・プロセスに関する理解及び研修機会の欠如、ハラール認証機関の不足（フィリピン認証局（PAB）の許認可を受けた認証機関は 1 つのみ）などが課題となっている。また上述のとおり、域内の金融機関が限られており、資金調達が困難であることも同産業の振興において課題となっている。

本調査では、BARMM でのイスラム金融の普及、金融アクセス強化及びそれらの取り組みを通じたハラール産業の振興において、JICA が具体的に貢献できる箇所を特定すべく、必要となる基礎情報の収集を行うものである。

第 2 条 調査の目的と範囲

本調査は「第 1 条 調査の背景・経緯」にて説明された、フィリピン国、特に BARMM のイスラム金融の普及（金融アクセス強化）及びハラール産業の振興に関する情報の収集及び諸課題の分析を行い、新規案件の形成に向けて JICA が貢献できる分野を分析・特定し、具体的な事業内容を整理することを目的とする。

イスラム金融分野においては、マレーシア政府がバンサモロ議会議員を対象としたイスラム金融政策に係る研修を実施済みであるほか、アジア開発銀行（ADB）がフィリピン中央銀行（BSP）に対してイスラム金融に係る技術協力を実施済み。ハラール産業分野においては、国連食糧農業機関（FAO）が家畜を中心としたハラール農産物の生産体制構築を図る技術協力「Development of Halal Agricultural Production System in Mindanao, Philippines」を実施済み。また FAO は、現在、BARMM 貿易産業観光省（MTIT）をカウンターパートとして、「Bangsamoro Halal Development Plan 2024-2029」の策定支援を実施中。本調査では、他ドナーの課題分析や今後の協力可能性及び方向性も踏まえ、JICA が具体的に貢献できる分野を特定するために必要な情報を収集・分析する。

第 3 条 調査実施の留意事項

本調査では、「紛争影響国・地域」（現時点では、ミンダナオ島南西部が該当）が調査対象地に含まれる。本調査の実施に際しては、フィリピン国安全対策措置及び「ミンダナオ地域における安全管理及び渡航に係る手続き」等を遵守するとともに、最新の渡航制限並びに現地の治安情勢を確認し、それに応じた渡航計画の策定及び必要な安全対策を講じることとする。

第4条 調査の内容

- (1) イスラム金融及びハラール産業に係る政策・制度・体制の調査
 - ① イスラム金融及びハラール産業に係る国家戦略や計画、法整備、金融監督体制などのレビュー
 - ② 財務省（DOF）、中央銀行（BSP）、BARMM 財務予算管理省（MFBM）等のイスラム金融普及体制及びリスク管理に係る制度設計に関する基礎情報の収集・分析
 - ③ 貿易産業省（DTI）、農業省（DA）、BARMM 貿易産業観光省（MTIT）、BARMM 農水産農地改革省（MAFAR）等のハラール産業振興体制に係る基礎情報の収集・分析
 - ④ ハラール産業振興に関する公的支援（補助金、譲許的融資等）の有無と必要性
 - ⑤ イスラム金融及びハラール産業分野における他ドナーの課題分析や今後の協力可能性及び方向性
- (2) 金融機関の分析
 - ① BARMM における金融ニーズ及び金融機関・サービスに関する基礎情報の収集・分析
 - ② イスラム金融の貸手となる金融機関に関連する基礎情報の収集・分析
 - ③ 資金調達状況の調査
 - ④ BARMM での金融サービス拡大及びイスラム金融の普及に際しての阻害要因の分析（民族・宗教・文化の多様性、封建的な氏族社会等のミンダナオ地域の特徴、平和構築及びジェンダーの視点を含む）
 - ⑤ BARMM での主要な金融サービスとなりうるイスラム金融セクターを取り巻く技術的支援体制の分析
 - ⑥ BARMM におけるバリューチェーン構築を念頭においたイスラム金融普及モデルの検討
- (3) ハラール産業の分析
 - ① ハラール製品（農水産物及び農水産加工製品）生産者や協同組合の活動・経営状況に係る調査
 - ② ハラール産業関連中小零細企業及び起業家の活動・経営状況に係る調査

- ③ ハラル製品（農水産物及び農水産加工製品）の生産、流通に関する基礎情報の収集と分析
- ④ イスラム金融（融資、貯蓄、保険等）の利用者及び利用が想定される中小零細企業、協同組合並びに個人に関連する基礎情報の収集・分析

（４）案件形成に向けた提言

上記（１）～（３）に係る情報収集及び課題分析を踏まえ、新規案件形成に向けて実施前提条件（重要課題の特定及び各課題に対応する案件の実現可能性等）を整理した上で、どのような日本・JICAによる支援のアプローチがあり得るか、検討及び提言を行う。特に、有償資金協力および技術協力スキームでの新規案件形成を主眼におくが、有償資金協力と技術協力の有機的な連携により、対象セクターにおける開発効果の増大も期待できるため、スキーム組み合わせによる相乗効果についても積極的に検討を行う。また、海外投融資や民間連携事業といった他スキームについても排除するものではなく、可能性があれば柔軟に検討を行う。また技術協力の検討に当たっては、現地や第三国（マレーシア、インドネシア等）のリソースの活用・連携についても検討する。

第5条 報告書等

調査の各段階において作成、提出する報告書等は以下のとおり。業務計画書以外の各報告書等の提出に先立ち、JICAが内容を事前に確認するための十分な時間を確保すること（提出時期の3週間前を目安とする）。それぞれの報告書は、事前のJICAとの協議結果が反映され、JICAが了承した内容の報告書を提出する。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

また、通常中間報告書としてインテリムレポートも提出するが、本調査では調査期間を鑑みて、報告書を提出する代わりに、JICAに対して中間報告の機会を設ける。中間報告の実施タイミングや方法は、調査の進捗を踏まえ、JICAと相談の上決定する。中間報告では、調査の進捗、課題、検討事項等について事前提出し、同資料をもとにJICA向けに中間報告を実施する。

（１）業務計画書

提出期限： 契約締結後 10 営業日以内
言語（部数）： 和文・英文各 1 部（電子データ）
内容： 共通仕様書第 1 章第 6 条のとおり

（２）ドラフトファイナルレポート

提出期限： 履行期限 2 ヶ月前を目安
言語（部数）： 和文・英文各 1 部（電子データ）
内容： 調査計画、情報収集・分析結果、短期協力プログラム案、

中長期協カプログラム案

(3) ファイナルレポート

提出期限： 履行期限日末日

言語（部数）： 和文・英文（製本版：各5部、CD-R：各1部）

内容： 調査計画、情報収集・分析結果、短期協カプログラム案、
中長期協カプログラム案

(4) 収集資料一式

内容： 本調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、
JICA 様式による収集資料リストに付する。

提出期限： ファイナルレポートと同時

言語： 和文もしくは英文（電子データ）

(5) 業務月報

提出期限： 履行期間中、毎翌月5営業日以内

言語（部数）： 和文（電子データ1部）

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

**技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
(技術提案書の重要な評価部分)**

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	比国の実情、特に BARMM 地域における安全対策の必要性を勘案した情報収集方法に関する提案	第3条 調査実施の留意事項
2	収集された情報の情報整理方法および課題分析方法に関する提案	第4条 調査の内容
3	特定された課題に基づく事業内容の検討に関する提案	第2条 調査の目的と範囲 第4条 調査の内容

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 7.29 人月

(現地渡航回数：延べ6回)

業務従事者構成の検討に当たっては、金融機関・市場分析、ハラル産業・バリューチェーン分析の専門性を持つ従事者を含めること。

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安 (2号))】

1) 対象国及び類似地域：フィリピン国及び全途上国

2) 語学能力：英語

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の

分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※ 総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

➤ なし

２）公開資料

➤ フィリピン国アグリビジネス振興・金融アクセス強化プロジェクト（フェーズ１）【有償勘定技術支援】ファイナル・レポート要約版

https://openjicareport.jica.go.jp/815/815/815_118_12323226.html

➤ Republic of the Philippines, the Project for Capacity Building for Financial Access in Agribusiness (Phase 1): Technical Assistance Grant for Harvest: Final Report

<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000038905>

➤ Republic of the Philippines, the Project for Capacity Building for Financial Access in Agribusiness (Phase 1): Technical Assistance Grant for Harvest: Final Report: Annex

<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000038906>

➤ フィリピン国アグリビジネス振興・金融アクセス強化プロジェクト（フェーズ２）【有償勘定技術支援】ファイナル・レポート（和文要約）

https://openjicareport.jica.go.jp/815/815/815_118_12381208.html

（５）便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（*語⇔*語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
↓
- 2) JICA は事業を実施している国毎に安全対策に必要な情報を収集・分析・提供しています。現地渡航・業務実施前に「JICA の国別安全対策情報」ページ (<http://www.jica.go.jp/about/organization/safety/rule.html>) から新規利用者情報の登録申請を行い、JICA 安全管理部によるユーザー名/パスワードをメールにて通知後、「JICA 国別安全対策情報ページ」 (<https://www.jica.go.jp/about/safety/measure/index.html>) にログインし、国別安全対策情報をダウンロードしてください。フィリピン国の「国別の安全対策措置（渡航措置および行動規範）」や「国別の安全対策マニュアル」、または「注意喚起情報」や「海外安全対策ハンドブック」を一読し安全対策に利用してください。
- 3) 本調査の対象地域に含まれるミンダナオ地域には、2024年12月11日時点では、外務省海外安全情報（危険情報）は「レベル2」（不要不急の渡航は止めて下さい）及び「レベル3」（渡航は止めてください（渡航中止勧告））該当地域が含まれています。渡航に際しては JICA 安全管理部長または JICA フィリピン事務所長の事前承認が必要になる地域も含まれるため、現地渡航の遅くとも約1カ月前に短期渡航に係る承認申請を主管部を通して行い、承認を得てください。
- 4) 同地域への渡航に際しては、フィリピン事務所による安全対策ブリーフィングを事前に受講の上、事業実施機関等関係者との情報収集・連絡協議体制の構築を行い、また、JICA の安全対策措置に従って調査を実施してください。
- 5) BARMM 内で宿泊が認められるのはコタバト市内に限定され、また安全対策上、同市内では JICA が指定する宿泊施設以外への宿泊は認められません。

- 6) 上記の点を踏まえ、現地業務実施時における安全管理体制について、プロポーザルに含めてください。

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

* 評価対象とする類似業務：フィリピン国及び全途上国における金融包摂及び産業振興に関する業務

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式 4-3 の「要員計画」は不要です。なお、様式 4-4 の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください)。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA (JICA の現地事務所を含む。) からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

1) 形式

技術提案書は、A4判（縦）、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数については35行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年10月追記版）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 報酬について

本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料2：報酬単価」より、「紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。

(2) 本案件に係る業務量の目途

上記1.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(3) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6.(2) 提出方法」に基づき提出して下さい。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(4) 定額計上について

本案件は定額計上があります(941,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、技術提案書の提出時の見積には含めないでください。

定額として計上する経費は契約開始後に内容を確定します。精算報告の対象となり、証拠書類に基づいて実費精算します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	安全対策経費	「第3章 1. 技術提案書作成に係る要件(7)安全管理」	689,000円	戦争特約保険料	II-2 戦争特約保険料
2	安全対策経費	「第3章 1. 技術提案書作成に係る要件(7)安全管理」	218,000円	セキュリティーエスコート備上費	II-3 一般業務費①特殊備人費
3	安全対策経費	「第3章 1. 技術提案書作成に係る要件(7)安全管理」	34,000円	通信費(衛星電話)	II-3 一般業務費⑧雑費

(5) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、

加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（6）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	-
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力 : <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2